

# 岩見沢市いじめ調査報告書（答申）

令和8年1月28日  
岩見沢市いじめ問題専門委員会





調査に当たり、対象生徒及びその保護者をはじめ、関係生徒及びその保護者、当該学校の教職員など多くの方々にご協力をいただいたことに、心よりお礼を申し上げます。

本件の調査を通じて、事故発生以前のいじめ問題への対応について、学校が対象生徒の思いに真摯に耳を傾けるとともに、関係生徒への事実確認や当該学校全体での事実の共有、解決にむけた支援を丁寧に行うことの大切さを改めて考えるところである。

報告書の提言については、同様の事態が、当該学校のみならず、全ての小中学校等で発生を未然に防止する観点から、岩見沢市教育委員会には、その周知と検証を、また、全小中学校等には自校でも起こりうる出来事として検討・議論を行っていただきたい。

最後に、対象生徒が、明るく前向きに、そして、充実した生活を送ることを願っている。

岩見沢市いじめ問題専門委員会 委員長

## 目次

第1	事案の概要	1
第2	調査の概要	3
第3	事実経過	6
第4	いじめの認定	13
1	いじめの認定が可能な事実	13
2	事実認定が困難な事実1	14
3	事実認定が困難な事実2	15
第5	本件事故及び復学が困難となっている原因	16
第6	学校の対応上の問題点	18
1	いじめの指導内容の不十分さ	18
2	組織的対応の不十分さ	19
3	いじめの発生予測の不十分さ	20
4	対象生徒の保護者とのコミュニケーション不足	20
第7	市教委の対応上の問題点	21
第8	再発防止策の提言	23
1	学校に対する提言	23
2	市教委に対する提言	28



## 第1 事案の概要

### 1 事案

本件は[REDACTED]、岩見沢市の市立中学校（以下、「本学校」）において、当時、本学校[REDACTED]年生であった対象生徒が校舎の[REDACTED]階の窓から飛び降り、右大腿および左拇趾の骨折、顔面の打撲及び裂傷を負った事故（以下、「本件事故」）に関し、対象生徒が飛び降りの原因として、関係生徒からのいじめ及び対象生徒の学級担任による嫌がらせを訴えている事案である。

### 2 本学校

本学校は、岩見沢市の市立中学校であり、校訓として、[REDACTED]

[REDACTED]を掲げている。

令和7年度は、[REDACTED]

[REDACTED]行っている。

本件事故当時の生徒数は[REDACTED]人（3年生[REDACTED]人、2年生[REDACTED]人、1年生[REDACTED]人）、学級数は[REDACTED]（内訳：普通学級[REDACTED]、特別支援学級[REDACTED]）、教員数は[REDACTED]人（校長1人、教頭1人、主幹教諭[REDACTED]人、教諭[REDACTED]人、養護教諭[REDACTED]人、事務職員[REDACTED]人）であった。本学校には、特別支援学級（[REDACTED]組）が設置されており、同じ学年の中でも生徒の特性に応じて、自閉症・情緒障害学級と知的障害学級に分かれている。

校舎は[REDACTED]階建てであり、大きく[REDACTED]に分かれている。対象生徒の所属する[REDACTED]。



## 第2 調査の概要

### 1 調査開始の経緯

■■■■■■■■■■の本件事故後、対象生徒は落下地点に倒れているところを他の生徒に発見され、その後、岩見沢市内の病院に救急搬送され、同院に入院した。

本件事故に関しては、本件事故の翌日である■■■■■■■■■■に、対象生徒の保護者から本学校に情報提供があり、下校時に関係生徒Aに心ない言葉を言われること、■■■■■■■■■■他の生徒にポケモンカードを隠されるのを嫌がっていることなどが伝えられた。

また、■■■■■■■■■■には、対象生徒の保護者から本学校に対し、本件事故以前の同級生からのいじめ、教員から嫌がらせについての本学校の対応を問い合わせる連絡があり、さらに、■■■■■■■■■■には対象生徒の保護者から岩見沢市教育委員会（以下、「市教委」）に連絡があり、対象生徒が飛び降りた背景にはいじめがあること、いじめの内容は2つであり、1つ目は「同級生からのいじめ」、2つ目は「教員からの嫌がらせ」であると考えているとの連絡があった。

本学校では、本件事故直後から本件事故の背景調査を開始し、対象生徒に関係する教員からの聴取、全校生徒対象のアンケートを行い、また、教育相談期間中に対象生徒の■■■■■■■■■■の生徒全員から本件事故の背景に関する聴取を行った。

本学校による調査結果は■■■■■■■■■■に対象生徒の保護者に報告されたが、その内容は本件事故以前の■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■もしくは■■■■■■■■■■までの複数の生徒による3件のいじめ事実を認定し、それに対する本学校の対応を整理したものであった。当該いじめ事実と当時の学校の対応は対象生徒の保護者も以前から把握していた内容であり、本件事故後に対象生徒の保護者が本学校に情報提供した①「関係生徒によるいじめ」、②「■■■■組担任による嫌

がらせ」は認定されていなかった。

その後、対象生徒の保護者から市教委に対し、以下①～③の調査事項について調査を実施するよう要望があり、いじめ防止対策推進法第28条1項に基づき、本調査が開始された。

- ①本件事故の背景にいじめがあったのか。
- ②組担任の対象生徒に対する指導が適切であったのか。
- ③本学校及び市教委のこれまでの対応が適切であったのか。

## 2 本委員会の設置

本調査に関しては、市教委が[REDACTED]、岩見沢市いじめ問題専門委員会に対し、岩見沢市いじめ問題対策連絡協議会等条例第8条に基づく以下の諮問を行ったが、同委員会の通常委員の多くが利害関係等により本調査に従事することができなかつたため、通常委員とは別に特別委員を選任することで本委員会が設置された。

本委員会の委員の氏名、職業は以下のとおりである（委員長以外の氏名は五十音順）。

委員長	山 谷 敬三郎	大学教授
委 員	秋 山 久	医師
委 員	穴 水 ゆかり	公認心理師
委 員	荒 木 朋 子	民生委員
委 員	大 崎 康 二	弁護士

## 3 本委員会の活動

- (1) 本委員会では、以下の日程で会議を開催し、調査の進め方やいじめ行為の認定、学校の対応上の問題点、再発防止策の検討に関する協議を行った。

令和7年4月15日	第1回委員会
令和7年5月7日	第2回委員会
令和7年6月4日	第3回委員会
令和7年7月16日	第4回委員会

令和7年9月1日	第5回委員会
令和7年11月12日	第6回委員会
令和7年11月27日	第7回委員会
令和7年12月8日	第8回委員会
令和7年12月22日	第9回委員会
令和8年1月14日	第10回委員会
令和8年1月28日	第11回委員会

(2) 本委員会では、本委員会設置後に市教委から関係資料を受領し、内容を精査し、さらに本学校及び市教委に追加資料の提出を求めることで、事案の把握に努めた。そのうえで、聴取対象者を決定し、各委員で分担して、対象生徒及びその保護者、関係生徒、教職員からの聴取を行った。

本調査における聴取対象者及び聴取日程は、以下のとおりである（肩書はいずれも本件事故当時の肩書）。

令和7年5月25日	対象生徒 対象生徒の保護者
令和7年6月18日	市教委指導室長 市教委指導室主査 本学校校長
令和7年6月24日	■組担任 ■コーディネーター 対象生徒■の担任 対象生徒の中学■年時の学級担任 関係生徒E
令和7年8月6日	関係生徒A 関係生徒Aの保護者 関係生徒B
令和7年8月22日	■組生徒2名 対象生徒■の担任（再度）
令和7年8月29日	■組生徒1名
令和7年9月8日	本学校校長（再度）
令和7年12月3日	■組担任（再度）

(3) なお、本学校は、本調査開始前に本件事故の背景調査として、全校生徒向けのアンケートを実施しており、その中で、①本件事故について、話し





■■■■には朝の会、帰りの会及び給食時のみ■■■■に行くようになっていたが、■■■■もしくは■■■■に■■■■の生徒から給食時に髪形を笑われてからは、対象生徒からの要望もあり、朝の会、帰りの会も■■組で過ごすようになり、その後は給食も■■組で食べるようになり、■■■■で過ごす時間が一切なくなった。

この状況は本件事故が発生する■■■■まで継続していた。

(4) 対象生徒は、■■■■から■■組で過ごす時間が長くなり、■■■■もしくは■■■■からは一日を■■組で過ごすようになった。■■組で過ごす時間が増えたことで、■■■■からは、■■組の他の生徒とも打ち解け、会話をする時間が増えていっていた。特にポケモンカードや将棋などで他の生徒と仲良く遊ぶ様子が見られるようになっていた。

ただし、■■組での生活に慣れるにつれ、■■■■からは学級内の決まりに違反することも出始めており、具体的には、■■組においては持ち込むポケモンカードは自作のものと決められていたが、対象生徒は本物のポケモンカードを持ち込むようになっていた。

■■組担任は対象生徒に対し、強く注意はせず、ポケモンカードでの遊びを通じて、他の生徒とコミュニケーションを取ることも対象生徒には重要と考え、ルールの逸脱についてはある程度許容していた。また、■■■■

■■■■  
■■■■  
■■■■  
■■■■

(5) なお、正確な時期は不明であるが、本件事故が発生する以前に、関係生徒Aの保護者は、本学校に連絡し、対象生徒と関係生徒Aの関係について対応を求めたことがあった。

具体的には、その以前に対象生徒の保護者から関係生徒Aの保護者に連

絡があり、小学生時代から対象生徒が関係生徒Aからいじめ被害を受けているとの指摘を受けたことで、関係生徒Aの保護者が対象生徒側の事実認識と関係生徒Aの事実認識に食い違いがあると考え、この問題を放置すれば対象生徒と関係生徒Aとの間の問題がより深刻化するとして、■■■■の担任に対し、学校としてこの問題を大きく取り上げ、必要な対応を行うよう求めていた。

しかしながら、上記の連絡を受けた■■■■の担任は、対象生徒と関係生徒Aとの間の問題を大きく取り上げることは消極的であり、本学校として、対象生徒と関係生徒Aとの間の事実認識の違いを埋めるといった積極的な対応が取られることはなかった。

### 3 本件事故の発生

(1) 本件事故は■■■■ 15時50分から16時00分までの間に発生した。

当日は午前・午後ともに■■組に新規のボランティアが参加し、対象生徒も新規のボランティアとバトミントンをするなどして、楽しそうに過ごしている様子が確認されている。

しかし、対象生徒は■■組での帰りの会の後、クラスメートとポケモンカードで遊んでいる際にクラスメートに対し、「俺、来週死んでいるかもしれない。」「いないかもしれない。」などと発言していた。

その後は教室内でiPadを観て遊んだ後に、15時40分ころに■■組の教室(校舎■■階)を出たが、傘を忘れたとして、一人で教室に戻ったものの、傘を自身の机の中に入れてまま、再度、教室を出た。

その後、■■■■の教室(校舎■■階)に向かい、15時50分前には教室に入り、自身の机の中から配布プリントを回収し、同教室で実施されていた英語検定のマークシートの記入開始時刻の15時50



職員からの聴取を行い、状況の把握に努めつつ、同日中に、生徒指導部会、臨時職員会議を開催し、時系列の整理や対象生徒の容態、週明けの動きの確認を行い、また、全校生徒の保護者向けに一斉メールで本件事故発生の報告を行った。

- (2) 翌■日(■)には、管理職、生徒指導部、各学年主任からなる緊急対策委員会を開催し、週明けに向けた対応の検討を行った。

また、対象生徒の保護者からの連絡で、入院中の対象生徒からの被害申告として、■組の生徒にポケモンカードを隠されること、下校時に関係生徒Aから心ない言葉を言われることの2点について情報提供があった。

- (3) 週明けの■■■■■(■)には本件事故の背景調査として全校生徒対象にアンケート調査を行い、①本件事故について、話したい、聞いてもらいたいことはあるか、②本件事故当日に何か気が付いたこと、気になったことはあるか、③本件事故をどのように知ったかという点の確認を行い、■■■■■及び■■■■■の2日間にわたって全校生徒と担任の個別面談を行った。

併せて、■■■■■には対象生徒の所属学級(■■■■■)の同級生2名の聴取も行った。

- (4) ■■■■■に対象生徒の保護者から本学校に連絡があり、改めて飛び降りの背景にはいじめがあること、いじめの1つ目が関係生徒Aからのいじめであり、いじめの2つ目が■■■■■担任からの嫌がらせであると考えているとの申告があり、同時に、本学校に上記事実に関する調査を行うよう要望がされた。

また、■■■■■にも対象生徒の保護者から本学校の調査の進捗を確認する連絡があった。

- (5) 本学校では本件事故発生後から進めてきた調査結果を整理し、対象生徒の保護者宛に■■■■■付の報告書を作成し、その中では■■■■■から■■■■■

■■■■までの既知の3件のいじめ事実が認定され、それに対する本学校の対応が整理されていた。

しかし、その内容は、対象生徒の保護者も以前から把握していた内容であり、上記4（3）のとおり、本件事故後に対象生徒の保護者が本学校に情報提供した「関係生徒Aによるいじめ」、「■■■■担任による嫌がらせ」という保護者が調査を要望した内容には触れられていなかった。

## 5 本件事故後の市教委の対応

(1) 市教委は、本件事故発生当日、本学校からの報告で、本件事故の発生を把握し、同日から本学校に対して、本件に対する対応について、指導・助言を開始した。

その中には、本件事故の背景にいじめ事案がなかったかの調査の指示も含まれており、これにより■■■■以降の本学校による全校生徒向けのアンケート調査及び個別面談が実施されている。

その後も、本学校から特に対象生徒の保護者への対応のあり方など本件事故に関する対応について相談が行われているが、市教委からは家庭との連絡を密にして家庭と連携して対応すべきこと、保護者からの要望に応じて組織的な対応をすべきことなど、学校事故発生時の対応の一般論を助言するに止まっている。

(2) また、市教委の教育部指導室の室長においては、対象生徒の保護者の対応も行っており、■■■■以降、複数回にわたって、対象生徒及び保護者との電話連絡、面談を通じて、本件事故につながるいじめに関する訴え、学校の対応に関する不満などを聴取している。

これに対しても、対象生徒の保護者に対しては、「本学校に対し、本件事故の背景調査を行い、確認した内容は保護者に報告するよう指導している」、「市教委が保護者から聴取した内容は本学校に伝える」といった市教委の

本学校に対する指導・助言内容の表面的な説明に終始していた。

## 6 本調査の開始

こうした中で、XXXXXXXXXXの面談において、対象生徒の保護者から市教委に対し、いじめ専門委員会によるいじめ重大事態調査を実施するよう要望があり、これを受けて、市教委において本件をいじめ「重大事態」と認定したことで、いじめ防止対策推進法第28条1項に基づき、本調査が開始された。

## 第4 いじめの認定

いじめ防止対策推進法は、「いじめ」の定義について以下のとおり定める。「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」（同法2条）。本項では、以上の定義を前提に、本件における「いじめ」の認定を行う。

### 1 いじめの認定が可能な事実

(1) 上記第3の2(2)において指摘したとおり、本件においては、本件事故発生以前に対象生徒に対する以下の行為が確認されている。

- ① XXXXXXXXXXに關係生徒B、C、Dから名前をからかわれる。
- ② XXXXXXXXXXに關係生徒A、Eから自己紹介カードの記載内容をからかわれる。
- ③ XXXXXXXXXXもしくはXXXXXXXXXXに關係生徒Eから髪形を笑われる。

(2) 上記①～③の行為はいずれも対象生徒の同級生という一定の関係にある

生徒から行われた行為であり、対象生徒をからかい、笑うことで対象生徒に心理的な影響を及ぼす行為でもある。

対象生徒は①～③の行為を受けた後、速やかに本学校及び保護者に被害の申告を行っており、対象生徒が①～③の行為により心理的苦痛を感じていたことは明らかである。

以上より、上記①～③の行為は「いじめ」に該当する。

## 2 事実認定が困難な事実1

(1) また、対象生徒の保護者から本学校に対し、本件事故の以前に以下の④～⑥のいじめ事実があったと申告がされているが、当委員会の調査によってもいずれも事実として認めるだけの確証は得られず、事実認定は困難と判断した。

④関係生徒Aから下校時に心無い言葉を言われる

⑤■■■■の生徒にポケモンカードを隠される

⑥関係生徒Aによる玄関での殴るふりをされる、ぶつかられる

(2) 事実認定が困難と判断したのは、④については、当委員会の聴取において対象生徒が中学■■■年生になってからは「学校の行き帰りで嫌だったことはない」と答えており、対象生徒自身から確たる証言が得られず、⑤については、当委員会の聴取において対象生徒が⑤の行為を「覚えていない」と明確に回答しており、対象生徒自身がその事実を否定したためである。⑥については、対象生徒から証言は得られたものの、玄関のような衆人の目がある中での行為なのであれば、それが他の生徒に目撃され、本件事故直後に全校生徒向けに実施された本学校によるアンケート調査や全校生徒対象に例年2回実施している「生活アンケート」において何らかの情報提供があってもおかしくはないが、そのような情報提供も得られておらず、

対象生徒の証言を補強する客観的な事情に乏しかったためである。

### 3 事実認定が困難な事実2

対象生徒側の訴える■■■■担任による嫌がらせは、教員による行為であることから、いじめ防止対策推進法上の「いじめ」には該当しないものの、本件事故の原因の一つとして、対象生徒が訴えていることから、ここでその認定の可否を検討する。

対象生徒が訴える■■■■担任による嫌がらせ行為は、①授業中に耳元で■■■■担任の娘の話をしてくるという点であり、また、対象生徒の保護者からは、対象生徒が述べた内容として、②休み時間に毎日「遊んでいないで勉強しろ」と言ってくるという点も訴えられている。

しかし、①については教員によるプライベートな話を嫌がらせと評価するかどうかは話の内容にもよると考えられるが、■■■■担任が話をしてきたとする具体的な内容については対象生徒からも明確な証言が得られておらず、また、そもそも■■■■担任に女子の子どもはいないということであり、対象生徒が嫌がらせと感じた実態が明らかにならなかった。また、他の生徒に対する聴取においても、担任が日常的にプライベートの話していたという実態は明らかでなかった。

②については、休み時間中に毎日のように勉強するように叱責していたのであれば、他の教員や■■■■の生徒にそれが目撃され、何らかの証言が得られておかしくないが、そのような証言は本学校による調査や本調査を通じて得られておらず、また、本調査における対象生徒からの聴取においても、②に関する証言は得られなかった。そのため、対象生徒が■■■■担任に対して、何らかの忌避感を持っているということはわかるものの、対象生徒が訴える①、②の嫌がらせ行為が存在したとまで認めることは困難であった。

総合的には、■■■■担任の対象生徒に対する対応上の問題は、嫌がらせ行為として訴えられた点よりも、対象生徒の家庭とのコミュニケーションが不十分であった点にあると考えることができるため、その点を下記第6において指摘するものとする。

## 第5 本件事故及び復学が困難となっている原因

- 1 当委員会による対象生徒からの聴取では、対象生徒は飛び降りの原因として、名前を馬鹿にされたこと、■■■■の担任が授業中に関係ない話をしてきて嫌だったことを挙げた。
- 2 令和■■年■■■■もしくは■■■■に■■■■の接点がなくなってから本件事故までに少なくとも3か月の開きがあるが、この間に対象生徒が■■■■の授業に復帰できていなかったことを踏まえれば、■■■■以降の■■■■の生徒らによる言動により、対象生徒が傷ついた気持ちを引きずっていたことが推測される。

しかし、名前をからかわれたのは、本件事故の6か月前の■■■■当初のことであり、学校の指導後は生徒間で謝罪も行われ、名前のからかいは止まっていた。そして、■■■■もしくは■■■■以降は一日を■■■■で過ごすようになり、■■■■との接点もなくなり、被害の再燃のおそれは低くなっていたことを踏まえると、6か月前に名前をからかわれて傷ついた気持ちが高じて、飛び降りを企図するというのは、一般的な心理からは予測しがたい。

■■■■の生徒らの発言によって傷ついた気持ちが■■■■までの間に飛び降りにつながり得るまでのストレスに発展していたのであれば、飛び降りに至る以前の段階で、学校に対する忌避感から不登校になる可能性は否定できないが、対象生徒の■■■■の出席状況は授業日18日のうち、欠席し

ているのは1日のみであり、[ ]から[ ]までの4か月間の状況より改善している。この点からは対象生徒が傷ついた気持ちを抱えながらも、[ ]との接点がなくなったことで、それ以前よりは精神的には落ち着いた状況で学校生活を送ることができていたことが窺われるのであり、名前をからかわれたことと飛び降りのつながりは見えにくい。少なくとも周囲の大人や同級生が本件事故を予見することは困難だったと思われる。

対象生徒が飛び降りの原因として証言しているわけではないが、自己紹介シートの記載内容のからかいや髪形のからかいも同様であり、本件事故との数か月前に被害が停止している[ ]の生徒とのトラブルが原因で飛び降りに至ったとは考えにくい。

- 3 [ ]担任からの嫌がらせについては、そもそも事実認定が困難という点があり、本件事故とのつながりはより不透明となっている。対象生徒が[ ]担任に何らかの忌避感を抱いていたとはいえるが、このことが原因で飛び降りをするというのは一般的な心理としてはやはり飛躍があるように思われる。
- 4 以上より、関係生徒らによるいじめ及び[ ]担任の嫌がらせが本件事故の原因となったと特定することは難しく、本調査によっても本件事故の原因を解明するには至らなかった。
- 5 ただし、[ ]もしくは[ ]に[ ]との接点がなくなった後に、ほぼ欠席なく学校に登校できていたのは対象生徒本人の努力や成長、家庭の見守り、[ ]での関わりの効果もあったはずであり、出席状況が改善していたとしてもそれによって対象生徒が傷ついた気持ちに整理をつけていたとは考え難い。

対象生徒が本件事故発生までの数か月の間、[ ]の授業に復帰できていなかったのは[ ]の生徒にからかわれたことによって傷ついた気持ちを引きずっていたためと考えられるのであり、[ ]の退院から本調査に至るまで本学校に復学していないのも、対象生徒が未だにその気持

ちを解消しきれていないことの表れと考えられる。

本調査において認定した各いじめ事実は、対象生徒が本学校に復学することを躊躇する要因となっていると考えられるのであり、その意味で対象生徒が本学校に復学を果たし得ていない現状に影響を与えているといえる。

また、対象生徒の■■■■担任に対する忌避感はその原因を解明するには至っていないものの、この忌避感も本学校への復学を躊躇する要因の一つになっている可能性がある。

## 第6 学校の対応上の問題点

飛び降りの原因を特定するには至らず、飛び降りの原因との関係での本学校の対応上の問題点を指摘することはできないが、本件事故の発生に至る一連の経緯（その後も復学できていない点など）を含めた広いスパンでの学校の対応上の問題点としては以下の点を指摘することができる。

### 1 いじめの指導内容の不十分さ

対象生徒については、関係生徒らからのいじめとして、①■■■■に名前をからかわれる、②■■■■に自己紹介カードの記載内容を笑われる、③■■■■もしくは■■■■に散髪後の髪形をからかわれるといういじめ行為が確認されている。

いずれについても、本学校は対象生徒の訴えにより事実を把握し、「いじめ」と認定して対応し、①、②については、いじめを行った関係生徒に対する指導を行い、関係生徒から対象生徒に謝罪をさせるまでの対応を行っている。

もっとも、①の際に行われた指導は「受け取り方によっては、いじめと取られてもおかしくない」という表現での指導であり、指導を受けた関係生徒たちも、教員から謝罪するように言われたから謝罪したという程度の捉え方

であり、なぜ自分たちの行為が許されず、なぜ対象生徒に対する謝罪が必要なのかを理解し、自発的に謝罪を行った形跡はない。

対象生徒が [ ] 生徒であり、からかいなどのいじめの対象となりやすい面を有していたことを踏まえれば、 [ ] に①のいじめによりその危険が顕在化した時点で、対象生徒の了解も得た上で、 [ ] [ ] からかいもいじめであり、それにより対象生徒がどれだけ傷つけられるのかという点を指導し、再発防止を図るということも考え得た。

しかしながら、本学校においては、教員間において、①の事実の情報共有はされたものの、その対応は、 [ ] の担任任せになっており、いじめ防止のために組織的な対応が取られた形跡はなく、その結果、関係生徒に対する指導内容も関係生徒らに自らの非を気が付かせるに至っておらず、十分ないじめ対応が取られたとは言い難いと考ええる。

## 2 組織的対応の不十分さ

組織的対応の不十分さは上記1においても指摘したところであるが、本件事故が発生する以前に、関係生徒Aの保護者は、 [ ] の担任に連絡し、対象生徒と関係生徒Aの関係について対応を求めたものの、同担任は対象生徒と関係生徒Aとの間の問題を大きく取り上げることは消極的であり、本学校として、対象生徒と関係生徒Aとの間の事実認識の違いを埋めるといった積極的な対応が取られることがなかった（上記第3の2（5））。

この関係生徒Aの保護者からの要望に応じて、対象生徒と関係生徒Aの事実認識上の差を埋める努力を行っていたら、それが両者の関係改善につながり、あるいは対象生徒が本件事故後に本学校への復学を果たしていた可能性も考え得るところであるが、上記の保護者からの連絡内容は、本学校内において情報共有されておらず、組織的な方針決定が行われることがなかった。

情報共有を図らなかったのは■■■■の担任の判断ではあるが、その背景には本学校においては、いじめ対応後の生徒間の関係性の改善を含むいじめに関連した情報共有の意識づけが不十分であり、また、情報共有を行うべきいじめ対策会議などの会議が恒常的に開催されていなかったという本学校の組織運営上の問題があったと考えるべきである。

### 3 いじめの発生予測の不十分さ

上記のいじめ行為②は、■■■■に■■■■内に貼り出した自己紹介カードの記載内容のうち、■■■■の欄に記載のあった■■■■に関連したからかい行為であった。

自己紹介カードの掲示時点で、対象生徒の上記の記載部分は■■■■の担任も確認可能だったと考えられる。■■■■という記載内容は■■■■内で注目を集め得る内容であり、いじめ行為①の■■■■における■■■■内での名前からのからかい行為後であったことを踏まえれば、再度、対象生徒がからかいの対象になり得ることも予想可能だったと考えられる。

そのため、対象生徒に記載内容の変更を促すなどのかかわりを行うことで、いじめ行為②の発生を未然に防ぐことも可能だったと考えられ、この点はいじめの発生予測が不十分だったと考える。

### 4 対象生徒の保護者とのコミュニケーション不足

本学校においては、■■■■の生徒については、■■■■と同様に学校と保護者のコミュニケーションツールとして、「連絡帳」があり、生徒がその日にあったことを記載し、担任が授業の様子、宿題の内容などを記載し、それを家に持ち帰らせることで、保護者に学校での出来事などを連絡し、保護者が返事をすることで保護者の受け止めを学校側が把握している。

対象生徒については、中学■年生時にはほとんどの授業を■■■■で受けており、■■■■で連絡等を記載する時間がないことも多かったため、対象生徒自身による記載欄は空欄のことも多かったが、■年生時の■■■■担任は毎日担任の記載欄を記載し、対象生徒に持ち帰らせることで、保護者と必要なコミュニケーションを取っていた。

しかし、■年生に進級し、■■■■の担任が交代すると、■■■■で作成される「生活の記録」（翌日の時間割の記入欄と生徒が自宅での勉強時間や過ごし方を記載する欄があり、学校が生徒の学習状況などを把握するために作成されるものであり、保護者向けに作成されるものではない。）と■■■■で作成する「連絡帳」の両方を作成すると大変であるという■■■■担任の判断で、■■■■中には「連絡帳」が作成されなくなった。

上記のとおり、「生活の記録」は保護者向けに作成されるものではなく、「連絡帳」が作成されなくなったことで、本学校との対象生徒の保護者のコミュニケーションの頻度は低下し、対象生徒の保護者は自発的に本学校に連絡をしなければ、対象生徒の学校内での過ごし方などの情報が入手できなくなり、本学校に対する不信感を与えることになったと考えられる。

## 第7 市教委の対応上の問題点

本件事故後の市教委の対応は、上記第3の5において指摘したとおりであり、市教委としては、主に①本学校に対して、本件に対する対応について、指導・助言を行うとともに、②対象生徒及び保護者との電話連絡、面談を通じて、本件事故につながるいじめに関する訴え、本学校の対応に関する不満などを聴取している。

しかしながら、①については、本学校に対し、家庭との連絡を密にして家庭と連携して対応すべきこと、保護者からの要望に応じて組織的な対応をす

べきことなど、学校事故発生時の対応の一般論を助言するに止まっており、②についても、対象生徒の保護者に対し、「本学校に対し、本件事故の背景調査を行い、確認した内容は保護者に報告するよう指導している」、「市教委が保護者から聴取した内容は本学校に伝える」といった市教委の本学校に対する指導・助言内容の表面的な説明に終始している。

対象生徒の保護者は、[REDACTED]付の本学校による本件事故に関する調査報告書の内容の不十分さに不満を募らせ、市教委に対し、第三者委員会型のいじめ重大事態調査を行うよう要望するようになったが、上記の調査報告書においては、対象生徒の保護者が本件事故の原因として訴えていた関係生徒Aによるいじめ、[REDACTED]担任による嫌がらせについては、何ら触れられておらず、対象生徒の保護者が求める調査事項を何も満たさない内容に終始しており、対象生徒の保護者が本学校に対する不信を強め、第三者委員会型のいじめ重大事態調査を要望するのも当然というべきであった。

上記の学校調査は市教委の指示に基づき行われたものであり、調査報告書の内容は本学校からの報告で市教委も事前に把握していたと考えられ、それであれば調査報告書の上記問題点は市教委も把握していたのであり、本学校に対し、調査報告書の内容の再考を求め、仮に本調査と同様にいずれの事実認定も困難であったとしても、その理由も保護者に丁寧に説明することで、本学校として誠実に調査に当たったことの理解を求めるという対応は可能だったと考えられる。

市教委の対応は、本件事故後に対象生徒の保護者が本学校への不信感を強める中で、学校設置者としてこの問題をどのように仲介して、保護者と本学校との関係性を回復させるのかという主体的・能動的な発想を忘れ、本学校には有効な助言を行わず、対象生徒の保護者には市教委としての対応のアリバイ的な説明に終始していたのであり、学校の設置者として期待される役割を果たしたとは言い難い。

## 第8 再発防止策の提言

本件では[ ]から[ ]にかけて対象生徒に対するいじめ行為が3回繰り返し起きており、本件事故後には対象生徒が本学校に復学できていない状況が認められる。

当委員会が本学校及び市教委の対応の問題点として指摘した点は、上記第6、第7に記載のとおりであり、本件事故においても本学校及び市教委により適切な対応が取られていれば、対象生徒に対するいじめが繰り返されず、また、本件事故後に対象生徒が本学校に復学できていた可能性を考え得る。

本調査においては、本件事故の原因の特定までは至らなかったため、本件事故自体の発生防止策を提言することはできないが、上記のいじめが繰り返された点及び復学が果たせていない点については、再発防止策を検討し得ることから、以下のとおり提言する。

### 1 学校に対する提言

上記第6において、本学校の対応上の問題点として指摘したのは次の①から④の4点であり、各問題点に対応する対策を以下の(1)から(4)として提言する。

- ①いじめの指導内容の不十分さ（上記第6の1）
- ②組織的対応の不十分さ（同2）
- ③いじめの発生予測の不十分さ（同3）
- ④対象生徒の保護者とのコミュニケーション不足（同4）

#### (1) いじめの指導内容の充実

ア 上記第6の1において指摘したのは、本件におけるいじめ確認後の指導が「受け取り方によっては、いじめと取られてもおかしくない」とい

う表現での指導であり、指導を受けた関係生徒たちも、教員から謝罪するように言われたから謝罪したという程度の捉え方であったという点である。一般にいじめ問題の解決の手法は、謝罪や責任を形式的に問う対応に偏りがちであり、本件においても、対象生徒や関係生徒への対応が表面的な指導や対処にとどまっていた。

いじめの指導は、一度指導して終わらせるのではなく、関係生徒の行動変容を定着させることが必要である。担任・学年・スクールカウンセラーなどで情報共有し、休み時間の様子や関係生徒と対象生徒との距離、表情や態度の変化などを、継続的に観察していくことである。本件において、いじめ発生が明るみになった際に、担任等が関係生徒を迅速に指導していることは評価できるが、関係生徒が対象生徒に対して、形だけの謝罪をさせることで対応を終了させている。しかし、むしろ重要なのは対象生徒の安全や安心が確保されてからである。また、関係生徒が自らの行動の意味を理解するように、認識のずれを修正する指導する必要がある。関係生徒に理解がなく、形だけの謝罪となれば、いじめの継続につながりかねない。

イ いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することであり、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、教職員自らがそのことを自覚することにある。

そして、関係生徒の行動が特定できた場合は、個別に指導していじめの非に気づかせ、対象生徒への謝罪の気持ちを醸成させること、丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、対象生徒本人と保護者の了解が得られたことを条件に、再発防止の狙いを含めた学級や学年全体への指導を行うことが必要である。

本学校のいじめ防止基本方針においても、いじめに対する基本姿勢として、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと、

いじめが起こった際の対応として、「生徒に安易に迎合することのない毅然とした指導姿勢」、「いじめを正当化させないために学校全体での取組体制」の構築が上げられているところである。

ウ 本学校においても、以上の点を踏まえて、学校全体として、いじめ指導のあり方を見直したうえで、校内のいじめ対策組織等が機能し、全教職員が認識を共有することがいじめの再発防止のために必要と考える。

また、この種の再発防止策は、継続して取り組むことが重要であり、そのために、本学校のいじめ防止基本方針において、いじめ認知後のいじめ指導のあるべき内容及び手順を具体的に規定すべきである。そして、同方針を本学校におけるいじめ対応のマニュアルとして明確に位置付け、校内のいじめについては、必ず同方針を参照して、対応方針を決定するというルールを策定し、同方針に従ったいじめ対応を行うという仕組み作りを行うことが必要である。

## (2) 組織的対応の徹底

ア 上記第6の1、2において指摘したのは、①本学校におけるいじめ指導が担当教員任せになっており、いじめ指導のあり方について、組織的な方針決定及び対応が取られていない点、②いじめ対応後の生徒間の関係性の改善を含むいじめに関連した情報共有の意識づけが不十分であり、また、情報共有を行うべきいじめ対策組織会議も恒常的に開催されていない点の2点である。

イ いじめの組織対応の進め方については、いじめを把握した後は、関係者が話し合い、対応チーム（学校内では学年主任、担任、養護教諭などで構成）を組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担し迅速に対応を進めるとされ、その対応の一環として、上記（1）において指摘したとおり、関係生徒の行動が特定できた場合は、個別に指導していじめの



### (3) 平時からのいじめの発生予測の意識

上記第6の3において指摘したのは、本件のいじめ行為のうち、自己紹介カードの記載内容に基づくからかい行為については、自己紹介カードの記載内容を把握した時点で、対象生徒がからかいの対象となることが予測可能だったのであり、本学校として対象生徒に記載内容の見直しを促すなどの関わりがあり得たという点である。

本学校では、年に2回、いじめに関するアンケート及びいじめの早期発見に役立つ「Hyper-QU アンケート」を実施することで、いじめの早期発見に努めているが、重要なのはアンケートの実施ではなく、それをいかにいじめの発見・対応や未然防止に活用しているのかということである。いじめの予防という観点からは、早期発見に努めるのみならず、教員がいじめの発生を予測し、いじめの発生を未然に防止する意識を持つことも重要である。問題が起きてから動くのではなく、関係性の歪みを早めに整えるために活用することにも、調査データをとる意義がある。

いじめ発生の予測と防止においては、「早期発見」の仕組みを固定化、継続化し、いじめを兆候の段階で掬い上げることが必要である。観察による発見が難しければ、週1回などこまめに気分や友人関係、困りごとなどについて、簡単なアンケートを実施する。すみやかに対応することにより、教員への相談しやすさや信頼感を強化するが、調査結果は担任だけで抱えずに養護教諭・スクールカウンセラーと共有することにより、担任の負担を減らす仕組みとする。日常的には、生徒の表情や態度の変化、欠席傾向、席替え後の変化、休み時間の教室のようすや生徒の居場所の変化、SNSトラブルの噂などに注目し、教員が経験値に頼らずに、敏感性と予測性をもって観察することが必要である。

#### (4) 日常における保護者とのコミュニケーションと連携の充実

下記第6の4において指摘したのは、[ ]とのコミュニケーションツールである「連絡帳」について、対象生徒は、[ ]年生の[ ]に「連絡帳」が作成されなくなり、本学校から対象生徒の保護者に対して、対象生徒の学校生活に関する日常的な情報提供が失われたという点である。学校と[ ]との日常的なかかわりは、[ ]以上に信頼関係をていねいに積み重ねる姿勢が重要となる。「連絡帳」は、学校と保護者の協力関係を築くためのツールのひとつであったはずである。

本件においては、いじめ事案が発生した際に、本学校としての対応方針と進捗状況を明確にすることにより、保護者の安心感を保障できていた可能性が考えられる。本学校が対応に動いていることを、明確に示すことが必要であったと考えられる。問題発生の際の迅速かつ誠実な対応、対応内容の透明性、そして、継続的な連絡とフォローにつながるものである。

この点に対する対策としては、教員一人一人が保護者とのコミュニケーションの重要性を再認識し、日常的な保護者対応に当たることが重要である。そのためには、職員会議や生徒指導部会などの場で啓発を続けていくとともに、学級通信などを通して日常の教育活動の様子を保護者に知らせる具体的な取組を工夫することが求められる。

## 2 市教委に対する提言

上記第7において、本件における市教委の対応上の問題点として指摘したのは本件の対応一般における主体性・能動性の欠如であり、この問題点への対策を、以下のとおり提言する。

(1) 本件に関する提言

ア 事件・事故直後の学校への適切な指導・助言

上記第7において指摘したのは、①本件事故における市教委の本学校に対する指導・助言は、学校事故発生時の対応の一般論を助言するに止まっていたという点と②本件事故における学校調査において、対象生徒の保護者が本件事故の原因として訴えていた関係生徒Aによるいじめ、■■■■担任による嫌がらせについては、何ら触れられておらず、それを把握できたにもかかわらず、本学校に対し、何ら積極的な指導を行わなかったという点である。

本件事故のような重大事態のみならず、教育委員会は、学校の設置主体として、学校生活における児童生徒の事件・事故発生後の学校に対して指導・助言する立場にある。こうした事件・事故の際には、教育委員会は、何よりも対象生徒や保護者の視点に立つとともに、寄り添う丁寧な指導・支援を学校が行うことができるよう指導・助言することが求められる。

上記①については、本学校は本件事故発生後に、対象生徒の保護者に対し、効果的な対応ができず、本件事故の対応に悩みを深めていたのであり、そのような中で市教委に求められたのは、保護者に対してどのように対応や提案をすることで保護者との関係回復を図っていくのかという具体的な方策の助言であり、そのような具体的な方策を助言しようとする市教委の主体的な姿勢であったと考えられる。

また、上記②については、文部科学省の「いじめ重大事態調査ガイドライン」(令和6年8月)においても、いじめ重大事態調査を行うに当たっての基本的姿勢として、「学校の設置者及び学校は、対象児童生徒やその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい」、「何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、事実関係を可能な限り明らかにし、調査結果を対象児童生徒・保護者等に対して適切に説明することが必要であ

る。」とされており、市教委においては、対象生徒及び対象生徒の保護者の思いと噛み合った調査報告書を作成するよう本学校に働きかけていくことが必要であった。

以上の点に対応するためには市教委において、今後のいじめ発生時の対応を見直し、上記ガイドラインなどのいじめ対応の指針を踏まえた指導・助言を行うことが必要であり、また、市教委のみでは対応判断が困難な場合には外部の専門家に相談できる体制の構築が必要である。

#### イ 保護者との丁寧なコミュニケーション

上記第7において指摘したのは、市教委が対象生徒の保護者への対応において、対象生徒の保護者から本件事故につながるいじめに関する訴え、本学校の対応に関する不満などを聴取していながら、対象生徒の保護者に対しては、本学校に対し、本件事故の背景調査を行い、確認した内容は保護者に報告するように指導している、市教委が保護者から聴取した内容は本学校に伝えるといった市教委の本学校に対する指導・助言内容の表面的な説明に終始していた点である。

上記アにもかかわるが、いじめ事案の対応において市教委に求められるのは学校設置者としての主体性であり、当事者意識である。本件事故において、どのような学校対応が望ましく、そのために市教委としてどのような働きかけをしていくのかといったいじめの再発防止、重大化防止に向けたより明確なメッセージを示していくことが必要であり、それがいじめ問題の渦中にあり、学校の対応などに不安を覚える保護者を安心させ、学校に対する保護者の不信感を軽減させることにつながっていくと考える。

この点についても、上記アと同様に市教委内のいじめ対応の見直しとともに、外部専門家に対する相談体制の構築が必要である。

## (2) いじめ問題全体に対する提言

また、本件を離れて、いじめ問題全体の再発防止策として、以下の点を提言する。

### ア いじめの未然防止への指導・助言の徹底

繰り返すが、「いじめはいつでも誰にも、また、どの学校にも起こり得る」との認識のもと、いじめのない学校づくりをめざして、市教委は日常から学校に対して指導・助言することが求められる。したがって、各学校で策定している「学校いじめ防止基本方針」について、全教職員が理解し、実際に機能しているか、常に確認を促す必要がある。以上のことから、次の5点を提言する。

#### i) 学校いじめ防止基本方針の検証の促進

各学校に対して、「学校いじめ防止基本方針」や「チェックリスト」等を用いて、機能の面から検証するよう促す。

#### ii) 生徒指導・教育相談の充実に資する取組

生徒指導や教育相談に係る学校体制の在り方や教職員の資質向上に役立つ実践的なかつ具体的な想定に基づく資料を提供するとともに、校内研修等でその意義や内容が深められるよう指導・助言を行う。

具体的には、関係生徒への指導についても、行動上の問題や感情コントロールの困難さの背景にある環境要因まで含んだアセスメントに基づき、適切な個別の指導計画や支援方法、具体的な対人関係の行動改善プラン（例：感情のコントロール、ソーシャルスキルトレーニングなど）を行うことが求められる。

また、対象生徒及び関係生徒に対する心に寄り添う一定期間のカウン

セリングを行うことや全ての生徒の特性等に配慮した支援や対処のあり方を外部の専門家を招くなどして教職員全体への事例に基づく実践的な研修を行うなど、より具体的な支援に結びつくよう努めることが必要である。

いじめ問題発生直後の教職員全体の情報共有に基づく指導の是非の検証、加えて、学校生活における充実感や友人関係の構築に資する活動を個別の教育支援計画に位置付けるなど、不登校の未然防止と改善に向けた学校体制の整備と組織的対応（いわゆる「チームとしての学校体制の確立」）が必須となる。

### iii) 校内研修への専門家等の派遣

校内研修の充実に資するため、求めに応じるばかりでなく、SC や SSW、またはスクールロイヤーなどの専門家を各学校に派遣できる体制を整備する。

### iv) いじめ未然防止の取組の充実

校長会議や教頭会議、岩見沢市生徒指導研究協議会をはじめ、各種研修会や各種会議等において、いじめの起こらない学校づくりが進められるよう具体的事例の提供に努める。

### v) 生徒指導に係る市教委職員の資質向上に関する研修の実施

いじめの起こらない学校づくりに資するため、学校訪問等を通して的確に指導・助言ができる生徒指導に係る市教委職員の資質向上を図る。

## イ いじめの解決に資する市教委の取組

本件事故においては、本学校と市教委の情報共有は、事故発生後に開始

されており、過去の対象生徒に関わる小学校時代の対人関係の問題等の報告はその都度小学校から市教委に報告は行なわれてはいた。しかし、中学校進学時には、その詳細は本学校に引き継がれていなかった。このことから、重大事態に結びつくとの認識や当事者意識に乏しかったことが伺える。また、本件事故後の保護者の訴えに対する本学校の対応も適切であったとはいえないことから、次の2点を提言する。

i) 適時、適切な指導・助言

市教委は、学校からの報告を受けるだけでなく、過去の事案との関係や対象生徒及び関係生徒の保護者の要望などを把握し、それぞれの立場に寄り添う対応が可能となるよう学校に関連する情報を提供することが求められる。

ii) 専門家等の派遣

いじめの解消に向け、SC やSSW、スクールロイヤーなどの専門家は、学校にとって心強い存在である。市教委は早期に専門家の必要性を判断し、学校がいじめの解消に対応できる環境を整えることが重要である。

ウ 生徒指導に係る管理職の資質向上を図るための研修の実施

いじめの事案が発生した場合、管理職の識見やリーダーシップのもと、学校全体が組織として機能することが重要である。したがって、具体的事案に対応する管理職の資質向上を図るため、校長会等と連携して、充実した実践的な研修の機会を提供することが必要である。

以上

おわりに

以上のとおり、当委員会の調査結果を報告する。当委員会は、令和7年4月15日に第1回の会議を行って以降、関係者からの聴取面談のほか、いじめ事実の認定、本学校の対応上の問題点、再発防止策の検討に鋭意取り組んできた。当委員会の活動に協力いただいた関係者の皆様には心よりお礼を申し上げたい。

昨今は、日本全国でいじめ重大事態の発生とそれに続くいじめ調査の実施が増加しているが、いじめ調査報告書が完成した後に、その報告書が学校現場に活かされているのか、また、学校現場に活かされるだけの調査報告書になっているのかという問題意識の高まりがある。

本報告書についても、できる限り、学校現場に活かされる内容とすべく、作成に努めたつもりではあるが、本調査の調査主体たる市教委においては、本報告書の内容を市内の市立学校において共有いただき、いじめ発生時のいじめ対策組織の立ち上げ及び組織対応の重要性、対象生徒・関係生徒の保護者との連絡・連携の重要性など多くのいじめ問題に共通する学校の対応上のポイントについて、意識共有を図られるようお願いしたい。

また、市教委に対しては、本報告書において指摘した再発防止策の提言について、本学校及び市教委における取組状況に関する検証の場を設けることで、本報告書の提言を実効化し、本事案のようにいじめが繰り返され、学校に対する拒否感を強める子どもを生まないように努めることを強く要望し、本報告書の結びとさせていただきたい。